

**令和6年度
大阪府委託事業
中小企業組合運営指導事業
(教育・啓発事業)**

【中小企業等協同組合法②】

<本日のテーマ>

- ▶ 1 定款
- ▶ 2 理事・監事の資格
- ▶ 3 理事・監事の職務権限
- ▶ 4 理事・監事の責任
- ▶ 5 理事・監事の任期

1. 定款

<定款とは？>

定款は、組合の憲法といわれ、組合の組織と運営に関する基本規則である。組織・運営の大綱を規定するにとどめ、細目は別に作成する規約・規程に譲ること。

なお、定款および規約は、必ず組合の事務所に備えて置く必要がある。

また、定款は、組合事業を進める上で重要な意義を有し、法人格を持つためには不可欠であり、組合の組織・運営等についての基本的な内部規律を定めた自治規範である。

したがって、定款の設定・改廃（変更、廃止）については、総会の3分の2以上の賛成（特別議決）を得なければならない、所管行政庁の認可を必要とする。

定款の内容は、常に組合の実情に即したものであるべきことから、経済情勢の変化やその他の理由により、組合の実情にそぐわなくなったときは、遅滞なくその内容を変更するべきである。

中協法第33条（定款）

＜定款の記載事項について＞

1. 絶対的 necessary 記載事項（第1項、第2項）

法の規定により、必ず記載しなければならない事項で、そのうち一つを欠いても定款が無効となる事項

2. 相対的 necessary 記載事項（第3項）

組合がある事項を決めた場合、その旨を記載しなければ、法律上の効果を生じないものとされている事項

3. 任意記載事項

法に強制されることなく、組合が任意に記載する事項

中協法33条（定款）第1項 絶対的必要記載事項①

	項目	内容
1	事業	事業の内容は、具体的に実施予定のものを記載
2	名称	組合の種類ごとに一定の文字（協同組合、商工組合等）の義務付け
3	地区	地区の表示は、現行の行政区画や住居表示を用いる
4	事務所の所在地	主たる事務所は地区内に、従たる事務所は必要性に応じて選定 所在地は最小行政区画までを記載すれば良い
5	組合員たる資格に関する規定	地区内における業種等
6	組合員の加入及び脱退に関する規定	加入の申込、加入金、相続加入手続き、除名の手続き、持分の払戻し等

中協法33条（定款）第1項 絶対的 necessary 記載事項②

	項目	内容
7	出資一口の金額及びその払込みの方法	端数のないように。全額払込制、分割払込制
8	経費の分担に関する規定	経費分担に関する基本事項（使用料、手数料）
9	剰余金の処分及び損失の処理に関する規定	剰余金の内部留保、配当、損失補てん等
10	準備金の額及びその積立の方法	準備金及び積立率
11	役員の数及びその選挙又は選任に関する規定	理事、監事の別に確定数及び選挙又は選任について

中協法33条（定款）第1項 絶対的 necessary 記載事項③

	項目	内容
12	事業年度	決算の関係から事業年度の期間を定める
13	公告方法	(1)組合の事務所の店頭に掲示する方法 例：本組合の掲示場に掲示してする (2)官報に掲載する方法 (3)時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法 (4)電子公告 ※(1)～(4)のいずれか一つでよい

中協法第34条の2（定款の備置き及び閲覧等）

<定款の備置き及び閲覧等について>

組合は、定款及び規約を各事務所に備え置き、組合員及び債権者の閲覧
謄写の求めに応じられるようにしなければならない。

理事は、正当な理由がなければ拒否し得ない。

2. 理事・監事の資格

＜中協法第35条（役員） 役員の性格及び種類（1項）について＞

組合には、理事及び監事を役員として必ず置かなければならない。
代表理事も必ず置かなければならない。

役員は、業務執行及び監督に関する必要常置の機関である。定款の規定、総会の議決をもってしてもこれを廃止することはできない。

役員は、組合と委任関係に立つから、たとえ当選しても、本人が役員に就任する旨を承諾しなければ役員とはならない。

また、定款の規定によって、理事のうちからその職務に応じて、理事長、副理事長、専務理事、常務理事などを置くことができる。これらはいずれも組合の内部関係における職務であり、組合代表権の有無とは全く異なる。

中協法第35条4（役員の資格等）

<役員の資格等について>

平成18年の法改正により、会社法等の規定に違反し、刑の執行終了から2年を経過しない者等については役員となることが禁止された。
理事のみならず監事も対象となる。

<欠格事由について>

- (1) 法人（一号）
- (2) 成年被後見人、被保佐人、外国の法律上これらと同様に取り扱われている者（二号）
- (3) 本法、会社法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、民事再生法、破産法の罪を犯し、刑に処せられた者（三号）
- (4) (3) 以外の法令に違反し、禁錮以上の刑に処せられた者（四号）
- (5) 破産手続開始決定を受けて復権を得ない者（共済事業を行う組合の役員）

欠格事由について（補足説明）

(1) 法人（一号）

⇒会社法においては、法人は欠格者と規定された。

(3) 本法、会社法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、民事再生法、破産法の罪を犯し、刑に処せられた者（三号）

⇒**その執行が終わった日**（刑期満了又は罰金の支払いの日）又は執行を受けることがなくなった日（刑の時効完成の日）から**2年を経過しない間**は、役員となり得ない。2年間は欠格者とされる。

⇒ただし、執行猶予の判決を受けた者が、これを取り消されることなく**猶予期間を満了したときは**、刑の言渡しが効果を失うから、そのときに**欠格者でなくなる**（刑法27条）

(4) (3) 以外の法令に違反し、禁錮以上の刑に処せられた者（四号）

⇒上記（3）以外の法律の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者は、役員となり得ないが、刑の執行猶予中は除かれる。

⇒**実刑判決を受けて刑務所に収容されている者がこの欠格者の典型であるが**、そのほか仮出獄中の者、刑の執行停止中の者、逃走中でまだ刑の時効が完成していない者等がこれに含まれる。

中協法第35条の4（役員の資格等）の規定のポイント

役員資格 無	役員資格 有
<p>(3)本法、会社法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、民事再生法、破産法</p> <p>刑の執行期間 → 2年間 →</p> <p>執行猶予の期間</p>	
<p>(4)(3)以外の法令</p> <p>禁錮以上の刑の期間</p>	<p>執行猶予の期間</p>

欠格事由該当の効果

1. 役員全般について

- ・ 欠格事項に該当する者を役員に選任しても、その選任決議は内容が法令に違反するものとして無効であり、たとえその者が就任を承諾しても役員とならない。
- ・ 役員が欠格事由に該当するに至った場合には、その役員は資格の喪失によって退任し、その者は当然に役員で無くなる。

2. 代表理事の登記に関して

- ・ 欠格事由に該当する者を代表理事に選任してもその選任決議は法令違反であるから無効であり、就任を承諾しても代表理事とならない。それにもかかわらず、組合が代表理事の選任の登記をしたときは、組合は、選任がないことをもって善意の第三者に対抗することはできない。
- ・ 代表理事が欠格事由に該当するに至った場合には、その代表理事は役員の資格の喪失によって退任し、その者は当然に代表理事でなくなる。それにもかかわらず、組合が代表理事の退任の登記をしないときは、組合は退任をもって善意の第三者に対抗することができない。

中協法第37条（役員の兼職禁止）

(1) 監事の兼職禁止

監事は、理事又は組合の使用人と兼ねてはならない。

※なぜならば監事は、会計監査又は業務監査を通じて理事を監督すべき地位にある。

組合の使用人（組合と雇用関係にある一切の者）は、理事の監督下にあるので、兼職は完全に矛盾する。かつ、業務の適正化を阻害する。

なお、理事と組合の使用人が兼務することは差し支えない。

(2) 理事の競業禁止

組合運営の首脳部の地位にある理事が、組合事業又は組合員資格事業と実質的に競争関係にある自己の事業を行っているとき（法人である場合には、その役員であるとき）は、組合の業務運営を自己の立場から不利に陥れ、正常な組合運営の発展を妨げる恐れがある。

※これを防止するため、一定の競争関係にある者については、組合の理事になってはならないものとしている。理事となることを禁止したのであるから、監事に就任することは差し支えない。

中協法第38条（理事の自己契約等）

組合が取引をするにあたり、理事がその契約の相手方となる場合（製品等組合財産の譲受け、組合に対する財産の譲渡、金銭の貸借等）には、その理事は、契約の締結について各契約ごとに事前に理事会の承認を受けなければならない。

その契約につき理事が第三者の代理人となって、組合と取引する場合も同じである。

理事がその地位を利用し、組合に不利な取引による損害を防止するためである。

なお、取引後の理事会への報告が義務付けられている。

しかし、その範囲は、組合との間で利害衝突の生じるものに限られ、料金やその他の取引条件が明確に確定されている運送・保険・預金契約など定型的取引のように行為の性質上利害衝突の恐れのない行為はもとより、理事により行われる無償贈与などは含まれない。

3. 理事・監事の職務権限 中協法第36条3(役員の職務及び権限等)

<役員(理事・監事)の職務・権限について>

理事の忠実義務(1項)	理事は善良な管理者の注意をもって職務を執行する義務を負っている(善管注意義務、法令35条の3において準用する民法644条)。さらに、法令、定款及び規約並びに総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を執行する義務(忠実義務)を負っている。
監事の権限(2項)	平成18年の法改正により、会計監査に限定されていた監事の権限に、業務監査権(理事の職務執行の監査)が追加された。ただし、組合員総数が、1,000人を超えない組合は、定款において監事の監査権限を現行の会計監査に限定することができる。

中協法第36条8 (代表理事)

<代表理事の職務と権限について>

代表理事は、理事会において決定した業務を現実に執行する職務を担当する必要常置機関であり、一般の理事との関係は、信任に基づく一種の復代理人である。

組合代表権について

【中小企業等協同組合法】

(代表理事)

第36条の8 理事会は、理事の中から組合を代表する理事（以下「代表理事」という。）を選定しなければならない。

2 代表理事は、組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

3 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

【解説のポイント】

第1項では、「理事の中から代表理事を選定しなければならない。」と。

第2項では、組合代表権は、広範囲であって、裁判上裁判外は一切の行為を包含する。

ただし、理事と組合との間で行われる訴訟行為については制限がある。

すなわち組合が理事に対して提訴する場合、あるいは理事が組合に対して提訴する場合に限り、訴訟代表者は、代表理事とは別に理事会または総会において選任しなければならない。

●第3項では、代表権に定款の定めないし総会の決議をもって制限を加えても善意の第三者に対抗することができない。

4 代表理事は、定款又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

5 代表理事については、第三十六条の二、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八条及び会社法第三百五十四条の規定を準用する。

【「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」準用条文】

(代表者の行為についての損害賠償責任)

第78条 組合〔一般社団法人〕は、代表理事その他の代表者がその職を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

【「会社法」準用条文】

(表見代表理事〔代表取締役〕)

第354条 組合〔株式会社〕は、代表理事〔代表取締役〕以外の理事〔取締役〕に理事長、副理事長〔社長、副社長〕その他組合〔株式会社〕を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事〔取締役〕がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

第4項では、代表理事は、定款又は総会の決議によつて禁止されていない場合に限り、かつ、特定の行為についてのみ、その権限を他人に委任できる。

第5項では、

①代表理事たる地位に対しても残任義務が課されている。

②第三者に加えた損害に対し損害賠償の責任を負う。同時に一般的に組合もその責任を負う。

③組合は、代表理事でない理事に対しても、理事長、副理事長、専務理事等の社会通念上代表権があると考えられるごとき肩書を付した場合には、善意の第三者に対しこれらの理事がした行為については、責任を負う。

【参考】中協法第35条（役員）第1項 解説の抜粋

組合の代表理事は、……、この代表権限は、ある特定の行為についてであればともかく（法36条の8第4項）、包括的に他の組合員等の他人に委任することはできない。

したがって、代表権限のない副理事長が代理・代行することはできない。

【参考】定款例

新定款例	旧定款例
<p>(理事長及び副理事長の選定) 第29条 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とし、理事会において選定する。</p> <p>(代表理事の職務等) 第30条 理事長を代表理事とする。 2 理事長は、本組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。 3 任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選定された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。 4 本組合は、理事長その他の代理人が、その職務を行う際、第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。 5 理事長の代表権に加えた制限は善意の第三者に対抗できない。 <u>6 理事長は、総会の議決によって禁止されていないときに限り特定の行為の代理を他人に委任することができる。</u> 7 本組合は、代表理事以外の理事に副理事長その他組合を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。</p>	<p>(理事長及び副理事長の選任及び職務) 第27条 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とし、理事会において選任する。 2 理事長は、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。 3 <u>副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故又は欠員のときはその職務を代理し、又は代行する。</u> 4 <u>理事長及び副理事長がともに事故又は欠員のときは、理事会において、理事のうちからその代理者又は代行者1人を定める。</u></p>

業務執行権について

代表理事は、代表権を有する範囲内において自ら業務執行の決定をし、かつこれを実行する権限を有する。その主なものは次の通りである。

- ア) 組合の事務全般を処理し、組合の内部組織（事務局）の維持管理を行うこと。
- イ) 総会の招集 総会の招集の決定権は理事会であるが、理事会の決定にしたがい具体的な招集手続は、代表理事が行う。
- ウ) 定款及び規約を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に、総会及び理事会の議事録を10年間主たる事務所に、その謄本を5年間従たる事務所に備えて置くこと。
- エ) 通常総会の開催日の2週間前までに、決算関係書類（財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案）、事業報告書を主たる事務所に、それらの写しを従たる事務所に備えて置くこと。
- オ) 決算関係書類に監事の監査報告書を添えて通常総会に提出すること。
- カ) 理事会を招集し、主宰すること。
- キ) 通常総会終了の日から2週間以内に、行政庁に対し決算関係書類を提出すること。
- ク) 登記必要事項を登記すること。

全国中央会『中小企業組合必携』より一部抜粋

一般理事の職務と権限

代表権を有しない一般理事の職務権限は、次のようなものである。

- ・ 理事会に出席し（場合によっては書面により）、組合の業務執行について意見を述べ、理事会の議決に加わること。
- ・ 代表理事を選任すること。
- ・ 理事会を招集すること（定款に特に招集者を定めていない場合は、原則として各理事に招集権がある。なお、招集権者を定めている場合であっても、議題を記載した書面をもって理事会の招集を請求することができる。また、招集を請求したにもかかわらず一定期日までに招集されない場合は、自ら招集することができる。）。

4. 理事・監事の責任

理事の責任①

(1) 組合に対する責任

- ① 組合との委任契約に基づき、「**善良なる管理者の注意**」をもってその職務を行い、また、法令、定款、規約の定め及び総会の決議を遵守して職務を行うべき「**忠実義務**」を負っている。
- ② 理事会を構成し、業務執行の決定に参画する
- ③ 代表理事による業務執行の監視的役割を果たすべき集団としての責任

※「**善良な管理者としての義務**」については、職務の遂行にあたっては、**社会通念上受任者に対して要求される程度の注意**を持ってこれを処理すべきであるとともに、さらに、理事としての権限を、組合にとって最も有利とされる方向に沿って、誠実かつ正常な目的のために行使されることが必要とされる。

理事が任務懈怠によりその職務を果たしえず、組合に損害を与えた時は、その理事は連帯して組合に対する賠償の責に任じなければならない。つまり、代表理事が、理事会で決議された業務を執行し、これによって組合に損害を与えた場合において、その損害が理事会を構成する理事の任務懈怠によって生じたものであるときは、**その決議に賛成した理事は、現実の執行者たる代表理事と同じ立場に立つと考えられ、連帯して責任を負わなければならない。**

理事の責任②

明確に反対した旨を議事録にとどめていない限り賛成者と推定される。

任務懈怠責任は、原則として総組合員の同意がなければ免除することができない。

(2) 第三者に対する責任

理事がその職務を行うにつき、その取引相手たる第三者に損害を与えたときは、それがその理事の悪意又は重過失によって生じたものである場合に限り、その理事は直接に被害者たる第三者に対して損害賠償の責任を負う。

理事が通常総会に提出すべき決算関係書類中の重要な事項について、不実の記載、不実の登記又は公告をした場合、これにより損害をこうむった第三者に対し、理事は直接に損害賠償責任を負わなければならない。

全国中央会『中小企業組合必携』より一部抜粋

監事の職務と責任

(1) 業務監査権

理事による業務運営に対する監視機能の強化を目的に、監事に業務監査権限を付与された。
組合員総数が1000人を超えない場合は、定款において監事の監査範囲を会計に限定できる。

(2) 員外監査制度の導入

組合員総数が1000人を超える組合（「大規模組合」）については、組合運営の状況を第三者による監査を受けられるよう、監事のうち1人以上は、組合員以外の者とすることを義務付けられた。

(3) 監事の議事録署名および損害賠償責任

業務監査権限を有する監事については、監事による理事会の招集が可能である。なお、会計に限定されている場合は不可能である。したがって、監事の権限が会計監査に限定されている場合は、理事が組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、またはするおそれがあると認められるときには、組合員による理事会の招集ができることとし、理事会の開催を請求した組合員は理事会に出席し意見を述べることができる。
理事会に出席した監事には、理事会議事録への署名又は記名押印を義務付けられた。
監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録は損害賠償責任の対象である。

5. 理事・監事の任期

中協法第36条(役員任期) ①

<理事又は監事の任期(1項及び2項) について>

平成18年の法改正で、理事の任期は、「2年以内において定款で定める期間」、監事の任期は、「4年以内において定款で定める期間」とされた。

定款記載例①	任期は、確定数で、「〇年」と記載すべきものである。
定款記載例②	「〇年又は任期中の第〇回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間」も確定数として取り扱われる。

<役員任期と改選について>

任期満了とは、役員で無くなる日である。ただし、後任者が就任するまで残任義務あり。

※ 役員改選時期においては必ず改選を行うこと。

中協法第36条 (役員任期) ②

<任期の伸長規定 (4項) について>

通常総会終結時まで役員任期を伸長できることとする規定である。常に通常総会の終結時をもって満了するように定めるのが便宜である。

定款記載例③

「理事 ○年又は任期中の第○回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。

ただし、就任後第○回目の通常総会が○年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。」

「監事

同上

」

<監事の任期の特例 (5項) について>

会計監査に限定された監事とその監査権限を業務全般にまで拡大された場合には、その任期は、行政庁の定款変更の認可時点で満了する。
後任の監事の選任には注意を要する。

よくあるご質問について

Q1. 中協法第35条第7項に「理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、3月以内に補充しなければならない」と規定されていますが、

問1. 定数とは何を指すのですか？

問2. 当組合の定款変更案では役員の定数及び選任について「本組合の役員は理事25人以上30人以内、監事3人または4人とする。」としていますが、理事に上限の30人を選任された場合、その3分の1、つまり10人欠けても補充選挙しなくとも良いですか？

また、25人を下限と決めているので、5人欠けて25人になっても補充選挙の必要はないですか？

回答1. 役員の定数は、中協法第35条第2項により、理事及び監事の別に確定数を記載することを要する（絶対的必要記載事項 中協法第33条第1項第11号）。中協法制定時には確定数を定めることとしていたが、役員死亡等により欠員を生じた場合に、その都度選出することは、運営上相当な負担となることから、「〇〇人以上△△人以内」との規定も確定数としている。そのため、その幅は小さくすることが必要です。

回答2. 組合は、常に定数を充足するように役員を選出しておかなければなりません。

役員補充の場合における取扱いについては、定款に記載した下限を基準とすることにしていきますので、理事25人を欠いた場合には、早急に補充する必要があります。中協法は特に欠員が定数（下限数）の3分の1を超えた場合には、3ヶ月以内の補充義務を課しています。本件の場合、25人の3分の1超、即ち9人が欠けて16人になった場合に3ヶ月以内の補充義務が生じることになります。

Q2. 理事長が組合員企業を退職した場合は、必ず理事長を変更しなければならないか。

回答

定款上、員外理事の定数内であれば引き続き在職も可能である。しかしながら、組合は組合員のための組織であることを考慮すると、組合の長は組合員のうちから選任されることが好ましい。

Q3. 代表理事が再選されても就任登記が必要ですか。

回答

中協法第84条（組合等の設立の登記）第2項で、「代表権を有する者の氏名、住所及び資格」が登記事項とされている。

中協法第85条（変更登記）第1項で、「なお、就任（重任を含む。）があったときは、2週間以内に主たる事務所の所在地において変更登記をしなければならない。」旨が規定されている。

Q4. 理事のうち組合員たる1法人の役員から複数の理事を選任できるか。
組合員たる1法人の役員から理事と監事を選任できるか。
上記の質疑1、2が合法的な場合、被選者1人を除き他は員外役員となるか否か。
質疑2の合法的な場合でも、1法人でも1組合員であるので1組合員から理事と監事が出ることは役員の兼職禁止に抵触するとの意見、役員の就任は自然人（個人）として就任するので同一法人から出ても兼職とならない意見、どちらが正しいか。
なお、当組合の実際例については組合員たる1法人の代表取締役を理事に、他の平取締役を監事に選任する状況にある。

回答

1. 理事は、組合員たる1法人の役員から複数の理事を選任できる。
2. 組合員たる1法人の役員から理事と監事を選任できる。
3. 複数の組合役員を選任した場合、複数の組合役員は員内である。
4. (2)のとおりである。すなわち、役員の就任は自然人として就任するので、同一法人から出ても兼職とならない。

Q5. 組合員たる法人の役員が、当該組合の理事に選任されていたところ、法人の経営する業務に携わる他の役員に理事を交替する必要性が生じたが、何ら手続きを経ずしてそのまま理事を交替することができるか。

回答

理事の選任は、中協法第35条の規定により、必ず総会において選挙又は選任しなければならないから、それによらない理事の交替ということは、法律に違反する。

理事というものは、組合員たる法人を代表しているのではなく、個人として、組合との委任契約により、公平な立場から組合の業務執行の決定に参画するのである。

したがって、理事が、組合員たる同一法人の他の役員と交替することは、理事本来の趣旨からしてもできないことである。

Q6. 通常総会の日が役員任期を超えて開催されることがありますが、役員任期が切れることのないようにするには、どうしたら良いのでしょうか？

回答

定款に、残任義務に関する規定を設けておくことが望まれます。通常総会が理事の任期を超えて開催されることがあるため、中協法第36条第4項は「任期を任期中の最終の決算期に関する通常総会の終結時まで伸長することを妨げない。」と規定しています。定款にこの規定を設けることにより、通常総会の日が年度によって異なるのに応じて理事の任期が短縮または伸長され、常に通常総会に終結の時をもって任期が満了することとなります。

また、理事の任期について、中協法第36条第1項では、「理事の任期は、2年以内において定款で定める期間とする。」と規定していますので、2年以内の任期を定款で定めるとともに、この任期伸長規定を設けることにより、通常総会開催前に理事の任期が切れることを避けることができます。

これにより、決算関係書類の承認に当たって、決算当時の理事に現任者として説明の任に当たらせることができ、より適正な組合運営が期待されます。なお、任期満了または辞任によって退任した組合の役員は新たに選任された役員が就任するまで役員としての権利義務を有することとされていますが（中協法第36条の2）、これは「退任した」役員が残任を義務づけた規定であって、役員任期自体を伸長させるものではありません。

Q7. 役員の選挙規約に「4期連続して役員となることはできない」旨定めることは差し支えないか？

回答

選挙権の平等の組合原則は、一方、被選挙権の平等を意味するものと解される。したがって、役員重任禁止の規定は、被選挙権を拘束するものであり不相当と考える。

Q8. 理事が辞任届を提出し、理事会に出席しないとき、その理事は理事会の決定事項について責任を負わなければならないか？

回答

組合と理事との関係は委任関係であり、その委任関係の終了は相手方の承諾を必要とせず、一方的に終了させることができるので、理事は辞任届の提出によって理事を辞任したことになる。しかし、中協法第36条の2（役員に欠員を生じた場合の措置）で、辞任により理事定数を欠くときは、辞任した理事は、後任者が就任するまでは理事としての権利義務を負うということになっている。

ご質問のケースにおいて、辞任によって理事定数を欠くに至った場合、欠席理事としての責任を負わなければならない。

Q9. 理事が、理事会に出席するつもりだったが、急用で出席できず、また書面議決書も提出しなかった場合、理事会の決定事項については賛成したものとみなされ責任が発生するのか？

回答

理事会に欠席した者は、決定事項について賛成したものとみなされずその決定の段階までは責任はない。しかし、理事は、組合の業務について監視の義務があり、理事会が開催されたこと、また当該決定がなされたことを知っていながら、決定から執行までの段階で、これを止むべき何らかの措置をとらなかったときは、理事としての一般的任務懈怠の責任は免れない。

Q10. 理事、監事の決算書類に関する責任は総会后何年ですか？

回答

- ・ 民法の一般原則（第167条第1項）に従い、10年の時効にかかることになっている。
- ・ 法38条の2（役員の場合に対する損害賠償責任）第4項
「・・・総組合員の同意がなければ、免除することができない。」

Q11. 令和4年の5月28日に開催された通常総会において理事に選出され、就任を承認した場合、2年後の任期満了日は、5月28日か、あるいは5月27日か？
組合の定款は「2年」となっている

回答

理事の役員任期は、中協法第36条により、「理事の任期は、2年以内において定款で定める期間とする。」と定められているが、この役員任期の起算は、民法の規定に従わなければならない。

民法第140条（暦法的計算による期間の起算日）では、「初日不算入の原則」あり、「日、週、月又は年によって期間を定めたときは、期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前0時から始まるときは、この限りでない。」と、規定されている。

ご質問では、5月28日に就任できる状況（前任者の任期が切れているか、辞任届が提出されている等の状況）にあると思われるので、就任日は、5月28日であるが、起算日は前記の民法第140条の前段により「期間の初日は算入されず」、翌日(29日)から起算されることとなり、2年後の令和6年5月28日が満了日となる。

アンケート



アンケートのご回答をお願い致します

ご視聴ありがとうございました

◆ 令和6年度 中小企業組合運営指導事業(研修)アンケート ◆

組合法② 講習

中小企業組合運営指導事業(教育・啓発事業)を受講いただき、ありがとうございます。
皆様のご意見を今後の研修企画の参考にさせていただきたく、是非、アンケートにご協力をお願いします。

1. 貴組合の状況についてお教えください。
 - ①組合員数について…………… 10未満 10～30未満 30以上
 - ②事務局員数について…………… なし 1人 2～3人 4人以上
 - ③設立からの経過年数について… 3年未満 3～5年未満 5～10年未満 10年以上
2. 受講者についてお教えください。
 - ①ご自身の従事年数について… 3年未満 3～5年未満 5年以上
 - ②ご自身の役職について…………… 役員 職員 その他 ()
 - ③本研修(H23より実施)の受講について… 今年が初めて 以前に参加したことがある
3. 本日の研修をどこで知りましたか。(複数回答可)
 中央会のウェブサイトメール 中央会のHP 大阪府のHP 中央会のマガジ
 商工ニュース(マガジ) その他 ()
4. 本日のWeb研修を受講した動機を教えてください。(複数回答可)
 組合課題に合致した内容だったから 将来役に立つ内容と思ったから
 空き時間に視聴できるから 繰り返し視聴できるから
 会場へ移動する必要がないから その他 ()
5. 本日の講座内容について理解できましたか。 よく理解できた ほぼ理解できた あまり理解できなかった 理解できなかった
 理由 ()
6. 本日の講座内容は組合運営に役立てることができますか。 大いに役立てることができる 役立てることができる あまり役立たない 役立たない
 理由 ()
7. 来年度以降実施を希望する研修テーマを教えてください。(複数回答可)

<input type="checkbox"/> 共同事業活性化 <input type="checkbox"/> 事業承継 (組合による組合員企業の事業承継支援) <input type="checkbox"/> 事業承継 (組合員企業のための進め方セミナー) <input type="checkbox"/> 組合BCP (組合による組合員企業BCP策定支援) <input type="checkbox"/> 企業BCP (組合員企業のためのBCP策定セミナー) <input type="checkbox"/> 組合ビジョン・事業計画の事例発表 <input type="checkbox"/> 組合事業活性化事例発表 <input type="checkbox"/> トラブル事例対応 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 外国人技能実習制度 <input type="checkbox"/> 労務管理 <input type="checkbox"/> 消費税 <input type="checkbox"/> 組合会計 <input type="checkbox"/> 組合税制 <input type="checkbox"/> 組合法一般 <input type="checkbox"/> 定款変更認可申請・登記申請
--	---

ご協力ありがとうございました。